

【療養費の支給】

○治療用装具を装着した場合等

治療上の必要から、医師が技師装具士等に指示して、関節装具やコルセット等の治療用装具を制作・装着させた費用は、療養費として払い戻しの対象となります。

払い戻しされる額は、定められた治療用装具の基準額から一部負担金相当を控除した額となります。

なお、療養費の対象は治療上必要な装具に限られ、日常生活や職業上必要なもの、美容目的で使用されるものは対象となりません。

(1) はり・きゅう、あん摩、マッサージを受けた場合

医師の同意等に基づき、①神経痛やリウマチなどで、はり師、きゅう師による施術を受けた場合や、②麻痺などであん摩・マッサージ・指圧師による施術を受けた場合、福井県後期高齢者医療広域連合が認めれば療養費として払い戻しが受けられます。

(2) 柔道整復師の施術を受けた場合

骨折や打撲、捻挫などで柔道整復師の施術を受けたとき（一定の場合は医師の同意が必要）は、福井県後期高齢者医療広域連合が認めれば療養費の対象となります。

なお、柔道整復については、都道府県知事との間で受領委任の協定が結ばれている施術所で受けたときは、後で払い戻しを受けるのではなく、医療機関での医療と同様に、窓口で一部負担金相当額を支払えば良い仕組みとなっています。